

在留カードの提示のお願い

こちらから二次元コードを読み取り、
手続きにお進みください



■ 在留期間更新の手続終了後に、手続をしてください。

- ・在留期間満了日が3か月以内に到来する場合、出入国在留管理庁(入管)で在留カードの更新手続が可能です。
- ・出入国在留管理庁(入管)での在留カードの更新手続を行い、新しい在留カードを受け取られましたら、右上の二次元コードから在留カードの更新を行った旨の届出を行ってください。

※ 在留資格・在留期間更新の申請中の方は、手続終了後、更新後の新しい在留カードをご提示ください。

■ 更新せずに帰国・日本国外へ転出する場合は、口座の解約手続をとってください。

■ 各種お手続の際には、在留カードの提示をお願いします。

国籍・在留資格・在留期間等を確認するため、在留カードの提示をお願いします。

※ 手続によっては、在留カードの提示がないと受付できないことがあります。

■ その他ご注意いただきたい事項

- ・在留カードを更新した場合、住所や氏名、または在留カードの情報に変更があった場合には、更新・変更後のカードをお持ちいただき、速やかに窓口にお申し出ください。お届けいただけない場合、一時的にお取引を制限する場合がございます。
- ・窓口でご提示いただいた証明書類は、コピーをとらせていただきます。
- ・届出をいただいてから情報が更新されるまでにお時間を要する場合があります。
- ・第三者に利用させることを目的とした口座(通帳・キャッシュカード)の譲渡や売買は犯罪です。絶対に行わないでください。

表面



裏面

